

産業構造審議会 活動報告書

令和3年6月4日

目次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	2
開催状況	2
答申・報告書等	2
組織図	3

I 組織の変更

基本問題小委員会	5
財政点検小委員会	6
研究開発・イノベーション小委員会若手WG	7
地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG	8
廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略WG	9
産業保安基本制度小委員会	10
電力安全小委員会電気保安制度WG	11
火薬小委員会火薬類保安WG	12
グリーンイノベーションプロジェクト部会	13
エネルギー構造転換分野WG	14
産業構造転換分野WG	15
グリーン電力の普及促進分野WG	16

II 答申・報告書等

弁理士制度小委員会	18
特許制度小委員会	19
商標制度小委員会	21
審査品質管理小委員会	22
基本問題小委員会	23
経営力向上部会	24
工場立地法検討小委員会	25
不公正貿易政策・措置調査小委員会	26
研究開発・イノベーション小委員会	27
知的基盤整備特別小委員会	28
地球環境小委員会	29
小型家電リサイクルWG	30
プラスチック資源循環戦略WG	31
伝統的工芸品指定小委員会	32
バイオ小委員会	33
個人遺伝情報保護WG	34
ガス安全小委員会	35
液化石油ガス小委員会	36

産業構造審議会の活動概要

現在の組織

産業構造審議会は令和2年度、1の部会、3の小委員会、8のワーキンググループ（以後、「WG」という。）を新設し、令和3年3月末日現在、5の部会、7の分科会、36の小委員会、41のWGによって構成されている。

開催状況

昨年度、総会2回、部会4回、分科会11回、小委員会69回、WG65回、総計151回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

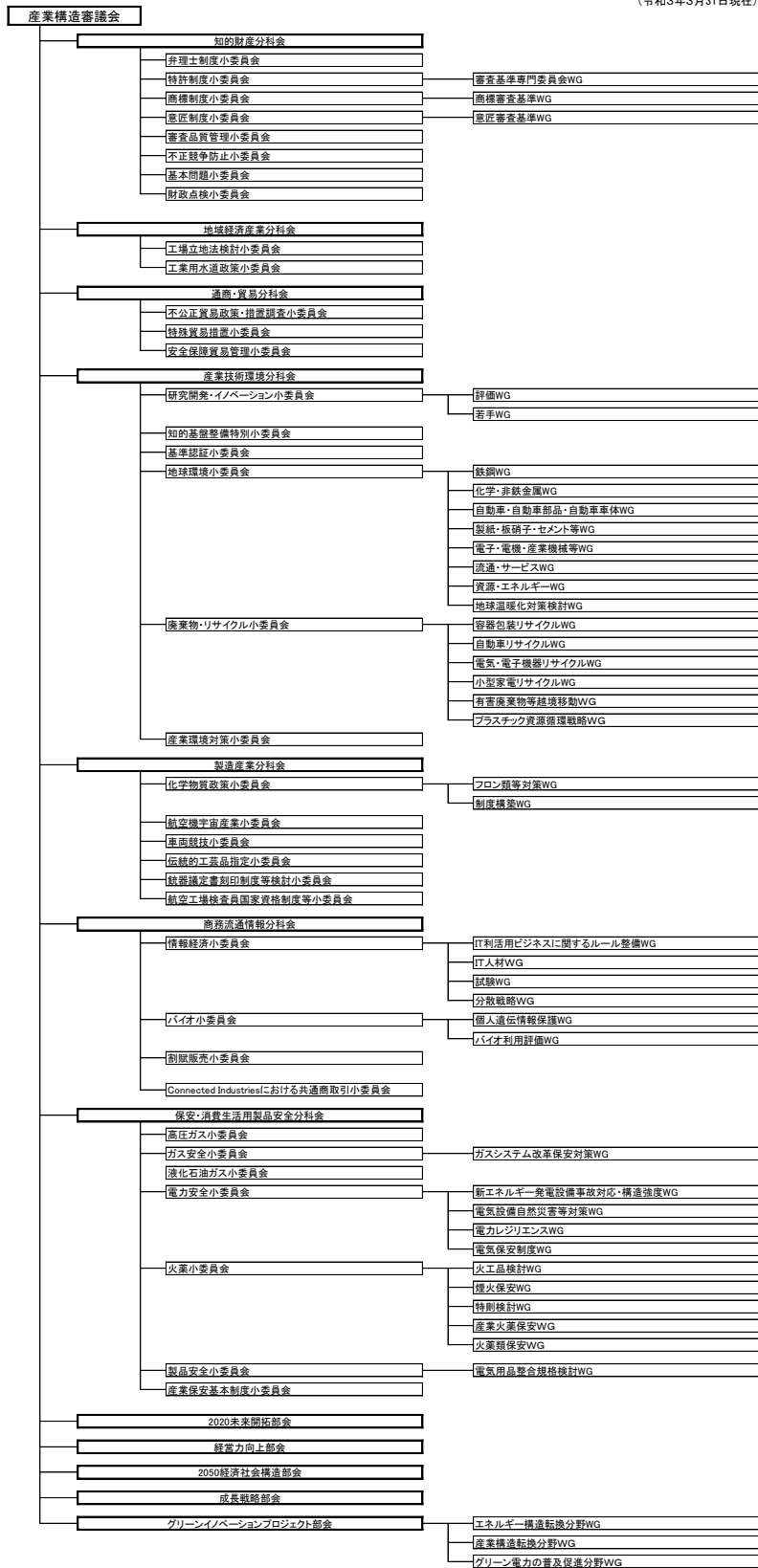
答申・報告書等

昨年度、総計18件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。

※本活動報告書は、令和2年4月から令和3年3月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたもの。

産業構造審議会の組織図

(令和3年3月31日現在)



I 組織の変更

知的財産分科会

「基本問題小委員会」(令和2年9月設立)

小委員長：長岡 貞男 (東京経済大学経済学部教授)

設立趣旨

新型コロナウイルスの影響を受け、企業活動の停滞が懸念される中、特許庁として、競争力の源泉となる知財の側面から、民間のイノベーション促進に向けた施策を講ずる必要がある。

また、新型コロナウイルスの影響は社会全体の生活様式にも大きな変化をもたらしており、特に、リモート化やデジタル化の加速が生じている。こうした社会変化・働き方改革の推進等の観点から、特許・意匠・商標に係る手続きも変容させていく必要がある。

こうした問題意識の下、産業財産権制度全般について、幅広い観点から検討を行う場として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、「基本問題小委員会」を設置する。

検討事項

(1) ウィズコロナ/ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方について

審議スケジュール

第1回 令和2年10月9日

- ・ウィズコロナ/ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方

第2回 令和2年11月16日

- ・審査制度の在り方、今後の知財政策・制度改正の方向性

第3回 令和2年12月4日

- ・特許庁サービスの維持・向上に必要な料金体系の在り方について

第4回 令和2年12月21日

- ・とりまとめ 骨子 (案)

第5回 令和3年1月27日

- ・とりまとめ (案)

知的財産分科会

「財政点検小委員会」(令和3年3月設立)

小委員長：小林 麻理(早稲田大学政治経済学術院教授)

設立趣旨

特許庁は、一般会計から独立し、出願料、審査請求料、特許料等の料金収入を主財源とする特許特別会計で運営しているところ、特許特別会計の財政悪化等を背景に、2020年10月より産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会を開催した。

基本問題小委員会での審議を経て、一定の料金値上げの必要性について委員の理解は得られた一方、特許特別会計の運営状況や特許料金等について、情報開示を充実させたうえで、外部有識者により点検・確認するための仕組みが必要であるとの指摘を受けた。

これを受け、産業構造審議会知的財産分科会の下に「財政点検小委員会」を新たに設置し、特許庁の財政状況を恒常的に点検する仕組みを作ることとした。

検討事項

(1) 決算及び予算について

決算状況、制度別収支・原価等の点検、主要事業の事業別点検 等

(2) 今後の見通し、財政運営の方針について

歳出・歳入見通し、必要な剰余金の水準や歳入水準・料金体系の検討 等

(3) 情報開示のあり方、開示の内容について

審議スケジュール

第1回 令和3年5月24日 特許特会の財政運営の状況について

第2回 令和3年6月頃

第3回 令和3年秋頃

産業技術環境分科会

「研究開発・イノベーション小委員会 若手WG」（令和2年4月設立）

座長：塩瀬 隆之（京都大学総合博物館准教授）

設立趣旨

令和元年6月に研究開発・イノベーション小委員会が提言した中間とりまとめ「パラダイムシフトを見据えたイノベーションメカニズムへ」の下、具体的に新しいイノベーションエコシステムを構築するには、過去の成功に囚われず、非連続的な技術革新やビジネスモデルの刷新等を進めることが必要となる。

また、短期的な取組のみならず、パラダイムシフト後の「次の30年」という中長期的視点での取組も重要となる。イノベーションは未来を創っていくことであり、その未来を創っていくための議論には、「次の30年」の当事者として、過去に囚われず非連続的な技術革新等を起こしていく若い世代の視点が必要不可欠である。

このため、研究開発・イノベーション小委員会の下に新たに「若手ワーキンググループ」を設置し、産学の若手の研究者や起業家等の議論を通して、研究開発・イノベーションの支援や環境の在り方について審議する。

検討事項

- (1) 研究開発・イノベーション小委員会の審議事項のうち、特に現場に携わる若手の研究者、起業家等に対する支援施策、研究開発・イノベーション環境の整備等に関する重要な事項について

審議スケジュール

- 第1回 令和2年4月24日 若手WGの今後のスケジュール・進め方
- 第2回 令和2年6月12日 コロナ危機を踏まえた今後の研究開発・イノベーション政策
- 第3回 令和2年7月28日 ベンチャー投資を手控えない大企業等
- 第4回 令和2年9月30日 経産省が使う「研究者」、「基礎研究」という言葉の定義は適切か等
- 第5回 令和2年10月30日 女性も活躍しやすい研究開発環境等

※第22回研究開発・イノベーション小委員会（令和2年11月30日）において、提言書「“ユーザーのインサイト”から生まれる科学技術・イノベーション政策のタネ（若手ワーキンググループ提言書）」を報告

産業技術環境分科会

「地球環境小委員会 地球温暖化対策検討WG」（令和2年9月設立）

座長：山地 憲治（(公財)地球環境産業技術研究機構副理事長・研究所長）

設立趣旨

我が国は、2015年7月に日本の「約束草案」を国連に提出した。そして、同年12月のCOP21において「パリ協定」が採択された。こうしたことを踏まえ、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。また2019年6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定した。

地球温暖化対策の推進に関する法律第9条においては、「政府は、少なくとも3年ごとに」、「地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加え」、「検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならない」等と規定されている。

また、2020年3月に国連に提出した「日本のNDC（国が決定する貢献）」では、

- ・我が国は、約束草案で掲げた目標の水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく
- ・これに基づき、地球温暖化対策計画の見直しに着手し、パリ協定及び関連するCMA決定に基づき、明確性、透明性及び理解のために必要な情報を、計画の見直しの後に提出する
- ・削減目標の検討は、エネルギーミックスの改定と整合的に、温室効果ガス全体に関する対策・施策を積み上げ、更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指し、次回のパリ協定上の5年ごとの提出期限を待つことなく実施するとともに、提出期限に伴うNDCの提出は、直近のエネルギーミックスに整合したNDCを提出するものとするとしている。

更に、2020年4月に我が国で新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されるなど、同感染症が国内外の経済社会活動に大きな影響を与えており、こうした変化も捉えながら、今後の地球温暖化対策を検討していく必要がある。

こうしたことを踏まえ、地球環境小委員会の下に新たに「地球温暖化対策検討WG」を設置し、長期のビジョンを見据えつつ、地球温暖化対策計画の見直しを含め、我が国の中期の地球温暖化対策について審議する。

検討事項

地球温暖化対策計画の見直しに関する事項について

審議スケジュール

2021年中 地球温暖化対策計画の見直し

産業技術環境分科会

「廃棄物・リサイクル小委員会 プラスチック資源循環戦略WG」（令和2年5月設立）

座長：細田 衛士（中部大学経営情報学部教授）

設立趣旨

近年、海洋プラスチックごみ問題を契機として、従来のプラスチックの利用の在り方への懸念が国際的に顕在化している中、3Rの取組を一層進めるべきとの機運が内外で高まっている。同時に、中国をはじめアジア各国では廃プラスチックを含む固形廃棄物の輸入制限が広がりつつある。こうした状況を踏まえ、昨年5月に、関係省庁で「プラスチック資源循環戦略」（以下「戦略」という。）を策定したところ。

この戦略を踏まえた具体的な施策を検討するに当たって、当該分野の関係者の取組や課題等について広く聴取するとともに、有識者等の専門的な見地から意見を得つつ、今後の対応の方策を審議するため、廃棄物・リサイクル小委員会の下に、新たに「プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ」を設置することとする。

検討事項

（1）戦略及びマイルストーンを踏まえた具体的な施策について

審議スケジュール

第1回	令和2年5月12日	プラスチックの資源循環を巡る国内外の状況について
第2回	令和2年5月26日	プラスチックの資源循環に関する関係者ヒアリング①
第3回	令和2年6月23日	プラスチックの資源循環に関する関係者ヒアリング②
第4回	令和2年7月21日	今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性について①
第5回	令和2年9月1日	今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性について②
第6回	令和2年10月20日	今後のプラスチック資源循環施策に関する論点整理
第7回	令和2年11月20日	今後のプラスチック資源循環施策のあり方について①
第8回	令和3年1月28日	今後のプラスチック資源循環施策のあり方について②

保安・消費生活用製品安全分科会

「産業保安基本制度小委員会」(令和3年1月設立)

小委員長：若尾 真治 (早稲田大学理工学術院教授)

設立趣旨

近年、IoT、BD・AI、ドローンなどのテクノロジーの革新的進展、保安人材の枯渇、保安体制の成熟化、電力・ガス改革、災害の常態化、気候変動問題への対応など、産業保安を巡る内外環境は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会の下に産業保安基本制度小委員会を設置し、主として、電力、都市ガス、高圧ガス(石油精製・石油化学コンビナート)、液化石油ガス等の産業保安に係る規制体系のあり方を横断的に検討する。

検討事項

- (1) スマート保安の促進(産業保安分野におけるテクノロジー化の推進)
- (2) 新たな保安上のリスク分野等における今後の対応のあり方
- (3) 災害対策・レジリエンスの強化
- (4) 気候変動問題とカーボンニュートラル実現に向けた保安規制面における取組 等

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 令和3年2月24日 | 産業保安を巡る環境変化と課題 |
| 第2回 | 令和3年3月18日 | スマート保安の促進に向けた取組
気候変動問題への保安規制面からの対応 |
| 第3回 | 令和3年4月21日 | 新たな保安上のリスク分野等への対応のあり方
災害対策・レジリエンスの強化 |
| 第4回 | 令和3年5月18日 | 産業保安における共通的・横断的な視点等について
中間取りまとめ骨子案 |
| 第5回 | 令和3年6月2日 | 中間とりまとめ |

保安・消費生活用製品安全分科会

「電力安全小委員会 電気保安制度WG」（令和2年7月設立）

座長：若尾 真治（早稲田大学理工学術院先進理工学部教授）

設立趣旨

電気保安をめぐる環境は、太陽電池発電や風力発電等の再エネ発電設備の増加や設置形態・設置者の多様化、電気保安人材の将来的な不足等により大きく変化している。こうした環境変化へ適切に対応し、持続的な電気保安体制を構築していくことが求められている中、既存の「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（以下「WG」）」において検討課題を広げるとともに、令和元年9月に電力安全小委員会の下に「電気保安人材・技術WG」を新設し、それぞれ精力的に政策課題への対応策について審議・検討を行ってきたところ。

自然災害や感染症への対応など、引き続き電気保安行政をめぐる政策課題が山積する中で、これまで両WGにおいて検討してきた制度的論点等を統合し、かつ新たな課題に迅速かつ適切に対応するため、「電気保安制度WG」を新たに立ち上げ、審議・検討することとする（なお、従前の「電気保安人材・技術WG」は廃止する）。

検討事項

（1）電気保安規制の見直し

（例）新たな太陽電池発電設備の技術基準の策定

外部委託承認制度の要件見直し

スマート化に適した規制の見直し

小出力発電設備に係る事故報告制度の詳細制度設計

（2）電気事業の変化に対応した今後の電気保安規制に係る論点

（3）電気保安人材の確保・活用 等

審議スケジュール

第1回	令和2年7月10日	電気保安制度・人材をめぐる現状と課題
第2回	令和2年10月28日	制度改正の方向性と論点
第3回	令和2年12月4日	制度見直しの検討状況について①
第4回	令和3年1月22日	制度見直しの検討状況について②
第5回	令和3年3月22日	これからの電気保安規制のあり方

保安・消費生活用製品安全分科会

「火薬小委員会 火薬類保安WG」(令和2年12月設立)

座長：(検討中)

設立趣旨

火薬小委員会は、火薬類が取り扱われる環境の変化等を踏まえ、火薬類取締法令に定める火薬類の取扱いにおける技術等の基準や、火薬類の保安の在り方を調査審議する組織として設置されている。

従来、火薬小委員会の下には、より専門的観点から技術基準や保安について調査審議するため、発破等の産業分野で使用される火薬類を対象とする産業火薬保安WG、及び、打揚煙火やがん具煙火を対象とする煙火保安WGが設置されていたが、両WGで審議する技術基準は、保安面の措置内容等に共通する事項が多く、整合を図りながら検討を進める必要があること、また、各委員は火薬類の特性、爆発影響、規制措置又は産業実態等に知見が深く、所属するWGとは異なるWGの所管事項に対しても有意な意見がなされることから、これまで全ての回において、合同で開催され審議が行われている。

こうした状況を踏まえ、組織構造をスリム化し、より有効な調査審議が行われるよう、産業火薬保安WGと煙火保安WGを廃止し、新たに火薬類保安WGを設置することで、火薬類全般を対象とした総合的な調査審議を行う。

検討事項

- (1) 火薬類の製造、消費等に係る技術基準
- (2) 火薬類に係る保安の在り方

審議スケジュール

2021年度10月～1月頃

グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和3年2月設立）

部会長：益 一哉（東京工業大学学長）

設立趣旨

2050年までのカーボンニュートラル目標に向けて、令和2年度第3次補正予算において2兆円の「グリーンイノベーション基金」を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に造成し、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す企業の野心的な研究開発を、今後10年間支援していくこととしている。

基金を効率的・効果的に活用するため、グリーンイノベーションプロジェクト部会を設置し、基金事業全体を管理・運営するための基本方針を議論するほか、基金を用いて実施する研究開発プロジェクト全体の進捗状況を確認する。

検討事項

- （1）グリーンイノベーション基金事業の基本方針の審議、変更の審議
- （2）分野別資金配分方針の作成・変更
- （3）プロジェクトの中止意見の最終決議
- （4）プロジェクト全体の監督・指導・助言 等

審議スケジュール

第1回	令和3年2月22日	基本方針について①
第2回	令和3年3月4日	基本方針について②
第3回	令和3年4月6日～8日（書面審議）	分野別資金配分方針について

グリーンイノベーションプロジェクト部会

「エネルギー構造転換分野ワーキンググループ」（令和3年3月設立）

座長：平野 正雄（早稲田大学大学院経営管理研究科教授）

設立趣旨

2050年までのカーボンニュートラル目標に向けて、2兆円の「グリーンイノベーション基金」が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に造成された。基金を効率的・効果的に活用するため、有識者の参画を得て、令和3年2月にグリーンイノベーション部会が設置された。同部会では、基金事業全体を管理・運営するための基本方針を議論するほか、基金を用いて実施する研究開発プロジェクト全体の進捗状況の確認等を担うことになっている。

適正かつ効率的な事業執行に当たっては、産業分野毎の特性も考慮した上で、基本方針で示された評価軸に基づき、戦略的にポートフォリオを構築することが重要である。また、公募によりプロジェクトの実施者として選定された企業等の経営者に、長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを求め、野心的な研究開発目標への挑戦を促すことも必要となる。

このため、同方針において定められた支援対象分野のうち、関連性が強い技術・産業領域を束ねた複数のワーキンググループを部会の下に設置し、各プロジェクトの内容、優先度、予算規模等について意見を求めるほか、実施企業等の経営者との対話を通じたコミットメントの確認等を行うものとする。

検討事項

- （1）プロジェクトの「研究開発・社会実装計画」の審議、変更の審議
- （2）プロジェクト実施企業等の経営者との対話を通じた指導・助言
- （3）プロジェクトの取組状況の確認・改善点の指摘・中止意見
- （4）プロジェクトの取組状況の部会への報告 等

審議スケジュール

第1回 令和3年4月15日 水素関連プロジェクトの研究開発・社会実装の方向性について①

第2回 令和3年4月28日 水素関連プロジェクトの研究開発・社会実装の方向性について②

グリーンイノベーションプロジェクト部会

「産業構造転換分野ワーキンググループ」(令和3年3月設立)

座長：白坂 成功 (慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授)

設立趣旨

2050年までのカーボンニュートラル目標に向けて、2兆円の「グリーンイノベーション基金」が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に造成された。基金を効率的・効果的に活用するため、有識者の参画を得て、令和3年2月にグリーンイノベーション部会が設置された。同部会では、基金事業全体を管理・運営するための基本方針を議論するほか、基金を用いて実施する研究開発プロジェクト全体の進捗状況の確認等を担うことになっている。

適正かつ効率的な事業執行に当たっては、産業分野毎の特性も考慮した上で、基本方針で示された評価軸に基づき、戦略的にポートフォリオを構築することが重要である。また、公募によりプロジェクトの実施者として選定された企業等の経営者に、長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを求め、野心的な研究開発目標への挑戦を促すことも必要となる。

このため、同方針において定められた支援対象分野のうち、関連性が強い技術・産業領域を束ねた複数のワーキンググループを部会の下に設置し、各プロジェクトの内容、優先度、予算規模等について意見を求めるほか、実施企業等の経営者との対話を通じたコミットメントの確認等を行うものとする。

検討事項

- (1) プロジェクトの「研究開発・社会実装計画」の審議、変更の審議
- (2) プロジェクト実施企業等の経営者との対話を通じた指導・助言
- (3) プロジェクトの取組状況の確認・改善点の指摘・中止意見
- (4) プロジェクトの取組状況の部会への報告 等

審議スケジュール

第1回 令和3年5月24日 次世代船舶プロジェクト及び次世代航空機プロジェクトの研究開発・社会実装の方向性について①

グリーンイノベーションプロジェクト部会

「グリーン電力の普及促進分野ワーキンググループ」(令和3年3月設立)

座長: 秋元 圭吾 (公益財団法人地球環境産業技術研究機構システム研究グループリーダー・主席研究員)

設立趣旨

2050年までのカーボンニュートラル目標に向けて、2兆円の「グリーンイノベーション基金」が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に造成された。基金を効率的・効果的に活用するため、有識者の参画を得て、令和3年2月にグリーンイノベーション部会が設置された。同部会では、基金事業全体を管理・運営するための基本方針を議論するほか、基金を用いて実施する研究開発プロジェクト全体の進捗状況の確認等を担うことになっている。

適正かつ効率的な事業執行に当たっては、産業分野毎の特性も考慮した上で、基本方針で示された評価軸に基づき、戦略的にポートフォリオを構築することが重要である。また、公募によりプロジェクトの実施者として選定された企業等の経営者に、長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを求め、野心的な研究開発目標への挑戦を促すことも必要となる。

このため、同方針において定められた支援対象分野のうち、関連性が強い技術・産業領域を束ねた複数のワーキンググループを部会の下に設置し、各プロジェクトの内容、優先度、予算規模等について意見を求めるほか、実施企業等の経営者との対話を通じたコミットメントの確認等を行うものとする。

検討事項

- (1) プロジェクトの「研究開発・社会実装計画」の審議、変更の審議
- (2) プロジェクト実施企業等の経営者との対話を通じた指導・助言
- (3) プロジェクトの取組状況の確認・改善点の指摘・中止意見
- (4) プロジェクトの取組状況の部会への報告 等

審議スケジュール

第1回 令和3年6月以降を予定

II 答申・報告書等

知的財産分科会

「弁理士制度の見直しの方向性について（報告書）」

弁理士制度小委員会（令和3年2月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会では、平成26年及び平成30年改正弁理士法の施行状況を踏まえつつ、今後の弁理士制度の在り方について検討を行い、下記（1）～（4）のとおり提言を取りまとめた。

（1）中小企業への対応

弁理士が中小企業支援の現場での実務経験を積む機会を増やすこと等により、中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化が必要である。また、日本弁理士会の運営する「弁理士ナビ」の機能拡充等、弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上が求められる。さらに、中小企業庁等の中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化が必要である。

（2）農林水産分野への対応

農林水産知財に関する業務を弁理士業務に追加するとともに、農林水産事業者への知財の普及啓発等を行い、農林水産分野における弁理士（業務）への認知度を向上することが必要である。また、農林水産関係団体と日本弁理士会との連携強化等、農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上が求められる。さらに、農林水産知財関係の研修の受講者数の増加等、農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化が必要である。

（3）相談しやすい環境の整備

ユーザーへの継続的な対応を可能とするため、弁理士一人でも法人の設立を可能とすることが適当である。また、弁理士が設立する法人の業務範囲をユーザーが誤認するおそれを解消するため、法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更することが適当である。

（4）裁判所による第三者意見募集制度に関する対応

特許権侵害訴訟における第三者意見募集制度において、弁理士が第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、当該相談業務を弁理士の業務として規定することが適当である。

知的財産分科会

「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方 中間とりまとめ（中間報告書）」

特許制度小委員会（令和2年7月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、現行の特許制度がAI・IoT技術の時代に対応できているかどうかという観点から、幅広く審議を行ってきた。AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の見直しの議論の方向性を中間とりまとめとして、下記の報告をとりまとめた。

- (1) AI技術の保護の在り方
- (2) DX時代におけるデジタル化・ネットワーク化への対応
 - ① 複数の実施主体が関与する場合
 - ② サーバーの一部が海外に置かれているような場合
- (3) プラットフォーム化するビジネスへの対応
- (4) 特許権の実効的な保護のための関連データの取扱い
- (5) 円滑な紛争処理に向けた知財紛争処理システム
 - ① 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型
 - ② 当事者本人への証拠の開示制限
 - ③ 第三者意見募集制度
 - ④ 代理人費用の敗訴者負担
 - ⑤ 特許権者の金銭的救済の充実
 - ・懲罰的賠償制度
 - ・侵害者利益吐き出し型賠償制度
 - ⑥ 訂正審判等における通常実施権者の承諾
- (6) 紛争形態の複雑化への対応
 - ① 差止請求権の在り方
 - ② 標準必須特許を巡る異業種間交渉
- (7) 中小・スタートアップが知財を活用しやすい環境整備
- (8) 特許の活用方法の多様化への対応

知的財産分科会

「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方（報告書）」

特許制度小委員会（令和3年2月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、今後の特許制度がウィズコロナ／ポストコロナ時代に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって顕在化した課題を中心に幅広く審議を行ってきた。ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方についての議論の方向性を、取りまとめとして下記の報告をとりまとめた。

- (1) AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方ー中間とりまとめーに係る検討事項
 - ① 早期の紛争可決を図る新たな訴訟類型
 - ② 当事者本人への証拠の開示制限
 - ③ 第三者意見募集制度
 - ④ 特許権者の金銭的救済の充実
 - ⑤ 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し
 - ⑥ その他の検討事項
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い顕在化した課題等に係る新たな検討事項
 - ① 口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化
 - ② 災害等の発生時における割増手数料の取り扱い
 - ③ 権利の回復制度の見直し
 - ④ 模倣品の越境取引に関する規制の必要性について

知的財産分科会

「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について（報告書）」

商標制度小委員会（令和3年2月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会では、今後の商標制度がウィズコロナ／ポストコロナ時代に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって顕在化した課題を中心に幅広く審議を行ってきた。ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方についての議論の方向性を、取りまとめとして下記の報告をとりまとめた。

（1）模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について

近年の模倣品の流入増加に対応するため、海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討することが適当であることとした。

（2）国際商標登録出願に係る手数料納付方法及び登録査定の際の謄本の送達方法の見直しについて

日本においても出願人の手続負担の軽減、WIPO 国際事務局及び日本国特許庁の事務処理負担の軽減並びに国際的な手続調和を推進するため、個別手数料の出願時一括納付を採用することが適当であることとした。

また、一括納付を採用することにより、二段階目の個別手数料の納付行為が不要となるため、登録査定後の出願人の行為を要せずして設定登録されることとなること、及び、新型コロナウイルス感染症の影響による国際郵便引受け停止等に対する措置の観点も踏まえ、国際商標登録出願に係る登録査定の際の謄本の送達方法を、WIPO 国際事務局を経由した電子的通知へ一本化する見直しを図ることが適当であることとした。

（3）特許法改正論点の商標法への波及について

商標法上、引き続き商標権の放棄において通常使用権者等の承諾を必要とすることが適当であることとした。

知的財産分科会

「令和2年度審査品質管理小委員会報告書（報告書）」

審査品質管理小委員会（令和3年3月）

報告書の概要

令和2年度の特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価し、改善点についての検討を行った結果を報告書として取りまとめた。

（1）特許庁における審査品質管理の取組の概要

特許庁における審査品質管理の取組の概要をまとめた。

（2）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を、本小委で策定した

「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」に基づいて行い、その結果を取りまとめた。

（3）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議し、本小委員会の改善提言として取りまとめた。

知的財産分科会

「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方（報告書）」

基本問題小委員会（令和3年2月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会では、ウィズコロナ／ポストコロナ時代を見据え、産業財産権政策全般について幅広い観点から検討を行ってきた。本とりまとめは、本小委員会での審議や討議を踏まえ、産業財産権政策の向かうべき方向性を提言するものである。

（1）これからの審査制度及び特許庁業務を支えるシステムの在り方

社会・産業構造の変化に則して、産業財産権制度は過去から現在まで産業の発達を支えてきた。また、特許行政の根幹は迅速・的確な産業財産権の付与を通じたイノベーションの促進や企業等のビジネス環境の整備であり、高い品質を保ちながらもより適時な権利付与に向けて各種取組を行ってきた。これからも、特許庁は、日本のイノベーションや企業等のビジネス展開を支えるため、世界最速・最高品質の審査を行い、企業・大学等の知的財産活動を支えていくことが求められている。

（2）より魅力的な産業財産権政策とイノベーション創出に向けた政策の在り方

近年では、国内外での早期安定的な権利の取得支援、商標・意匠に係る多様なニーズへの対応、権利行使環境の整備、大学や中小・ベンチャー企業の支援などの取組みも進めてきた。そして、今後も特許庁は、知財専門官庁としての知見を有効活用し、イノベーション政策面やブランド政策面で更に貢献していくことが求められている。

（3）新型コロナウイルス感染症等を受けた今後の検討事項

企業活動のグローバル化に伴う競争激化、AI・IoTなどを始めとする新たな技術の社会実装の進展などを背景に知的財産を取り巻く環境は変化を続け、その上、新型コロナウイルス感染症拡大は産業財産権政策上の新たな課題を浮き彫りにした。このような時だからこそ、リモート化やデジタルトランスフォーメーションにより、これらの課題に迅速に対応し、生産性を向上させ、イノベーションを後押ししていく施策を講じるべきである。

（4）特許庁サービスの維持・向上のための歳出・歳入構造改革

特許庁は今後、新たな時代にふさわしい制度・政策を適時適切に検討・実施し、その際に必要な投資を躊躇なく行えるよう安定的な財政基盤を確保し、透明性を伴った効率的な運営を行うことを通じて、ユーザーの信頼を高め、イノベーション創出やビジネス環境の整備のために努めていくことが重要である。

経営力向上部会

「中小企業等の経営強化に関する基本方針の変更」(答申)

経営力向上部会 (令和2年6月)

答申の概要

令和2年の通常国会において「中小企業成長促進法」(令和二年法律第五八号)が成立し、類似の計画制度を統合し、成長段階に応じた体系に簡素化した。これに伴い、「中小企業等の経営強化に関する基本方針の変更」について書面審議を行い、了承する旨の答申を行った。

基本方針の見直しの背景と内容は下記のとおり。

(1) 基本方針の見直しの背景

「中小企業成長促進法」の成立と新型コロナウイルス感染症を含めた環境変化を踏まえ、計画制度の簡素化と電子申請の加速化を実現し、中小企業の事業継続と雇用維持を後押しする。

(2) 基本方針の改正の内容

「中小企業成長促進法」の成立と新型コロナウイルス感染症を含めた環境変化を踏まえ、以下7点を改正

① 研究開発に関する配慮規定等の追加

※「特定研究開発等計画」の「経営革新計画」への統合

② 異分野連携新事業分野開拓に関する事項の削除

※「異分野連携新事業分野開拓計画」の「経営革新計画」への統合

③ 「経営力向上の内容に関する事項」に、健康増進に関する取組・人事評価制度を追加

④ 「経営力向上の促進にあたって配慮すべき事項」に、IT・データ等の利活用に関する事項を明記

⑤ 事業継続力強化の取組の支援対象に、「自然災害以外のリスクを踏まえた取組」を追加

⑥ 電子申請の利用促進等に関する事項を追加

⑦ 新技術を利用した事業活動の支援に関する事項の削除

※根拠法を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」へ移管

「工場立地の動向の調査の見直し」(答申)

工場立地法検討小委員会(令和3年2月)

答申の概要

工場立地に関する社会情勢の変化等を踏まえ、統計調査業務の効率化や報告者の負担軽減を図るため、「工場立地の動向の調査の見直し」を行うことを了承。

(1) 見直しの背景

工場立地の動向の調査(以下「工場立地動向調査」という。)は、工場立地の適正化等を目的として、工場立地法第2条の規定に基づく調査として昭和49年より実施。工場立地件数の急増を踏まえ、昭和55年からは工場立地件数が半期で大幅に変化する可能性を考慮し、年2回調査を実施。

現在、工場立地件数はピーク時(平成元年)の約1/4まで減少し、また近年は新規工場立地よりも既存工場の増改築が多い状況が継続するなど、昭和55年当時に比して、工場立地に短期間で急激な変化が生じ、工場の適正配置が全国規模で阻害される可能性は低下している状況。

また、本調査は、統計法における一般統計調査として位置付けられており、その実施にあたっては統計調査業務の効率化や報告者の負担軽減が求められているところ、報告者である事業者や調査業務に協力している地方公共団体からは、調査の実施にかかる負担軽減を求める意見等を寄せられている状況。

こうした状況を踏まえ、工場立地動向調査の調査回数及び調査項目の合理化を行うこととした。

(2) 見直しの概要

①調査回数の合理化

調査回数を年2回(上期・下期)から年1回(通年)に変更し、関係者の事務負担の軽減を図る。また、調査結果の公表を従来の速報及び確報の公表から確報のみの公表とし、統計調査業務の効率化を図る。あわせて確報の公表時期を従来の10月末から5月末に前倒しする。

②調査項目の合理化

工場立地法の法目的(環境保全を図りつつ、工場立地の適正化を図る)に留意し、工場立地に関する基礎的な情報を収集するための調査項目は維持しつつ、調査項目のうち、現在では工場立地の適正化に直接影響を与える可能性が低いと考えられる項目について廃止又は選択肢の簡素化を図り、報告者である事業者の事務負担の軽減等を図る。

報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。

（1）第一部

第一部においては、20ヶ国・地域の計143件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。なお、2020年版では、新規案件として以下5件の政策・措置を指摘している。

- ① 中国：立形マシニングセンタに対するAD調査
- ② タイ・ベトナム・インドネシア・インド：模造品・海賊版等の不正商品に関する問題
- ③ EU：スペアパーツへの意匠権の権利行使問題
- ④ インド：シングルモード光ファイバーに対するSG措置
- ⑤ GCC：鉄鋼製品に対するSG措置

（2）第二部

第二部においては、第一部で挙げた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。なお、2020年版では、以下8件の特集記事を記載している。

- ① 途上国地位～特別かつ異なる待遇（S&D）をめぐる論点
- ② 安全保障例外～GATT21条の解釈をめぐる論点
- ③ 韓国バルブ案件（DS504）の上級委判示について
- ④ 補助金規律強化の議論について
- ⑤ エアバス（DS316）ボーイング（DS353）と補助金規律
- ⑥ 強制技術移転を巡る議論について
- ⑦ ヘルムズ・バートン法第III章の発効
- ⑧ WTO上級委員会を巡る問題

（3）第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

産業技術環境分科会

「未来ニーズから価値を創造するイノベーション創出に向けて（中間とりまとめ 2020）」

研究開発・イノベーション小委員会（令和2年5月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会では、新型コロナウイルスの世界的感染拡大による経済活動の停滞、構造変化による新たなパラダイムに直面している現状を踏まえ、「高品質・シーズ志向」「出口志向」ではなく、長期的視点に立ち「未来ニーズから新たな価値を創造するイノベーション創出」に取り組むことが必要と考え、企業を中心に、大学、政府等が取り組むべき事項を検討し、中間とりまとめとして下記のとおりとりまとめた。

（1）未来ニーズを構想し、価値創造を実現するイノベーション創出

- ① イノベーション創出のための経営体制整備
- ② 多様性やスピードに対応する経営手段の活用環境整備
 - ・ オープンイノベーションの深化
 - ・ 未来ニーズを実現するスタートアップ政策パッケージの一体的推進
- ③ 市場創出に向けた政策支援の強化
- ④ サイバー・フィジカル・システムを見据えた新事業の創出・事業の再構築

（2）「産業技術ビジョン」（知的資本主義を見据えた重点領域への投資）

「2025年」及び「2050年」という2つの時間軸を見据え、我が国のイノベーションシステムが目指すべき姿とリソースを集中すべき重要技術群として、「次世代コンピューティング」「バイオ」「マテリアル」「エネルギー・環境」のテクノロジーの方向性を提示。

（3）未来ニーズからの価値創造を実現する企業の研究力の強化

- ① 人材の最大活用に向けた取組強化
- ② 研究開発現場の抜本的なデジタル・トランスフォーメーション
- ③ アワード型研究開発支援制度の導入加速
- ④ 企業から国研への技術移管・研究継続サポート

産業技術環境分科会

「新たな知的基盤整備計画の目指すべき方向性（報告書）」

知的基盤整備特別小委員会（令和2年6月）

報告書の概要

知的基盤整備特別小委員会では、社会にイノベーションをもたらすための研究インフラとしての「知的基盤」の整備計画の第2期が概ね役割を終えることから、新たな知的基盤整備計画の策定に向けて検討を行ってきた。令和3年春ごろの新たな知的基盤整備計画の策定に向けて、下記の報告を取りまとめた。

1. 知的基盤を巡る現状の認識

- ・ デジタル化、グローバル化の進展、SDGs 哲学の浸透による『知識集約型社会』の新時代へ
- ・ 世界の持続的発展のため、科学技術イノベーションによる社会課題解決の実現
- ・ 民間が膨大な資金力により、研究者や研究資本等をグローバルに集約し産業に指向

2. 新たな知的基盤の概念について

- ・ 我が国の強みである製造業、医療やインフラ産業を支える信頼性・安全性の確保されたビッグデータのプラットフォーム＝「知的基盤」

3. 新たな知的基盤の目指すべき方向性

- ・ 高付加価値サービス等多様な価値の創造産業の育成や社会課題の解決アプローチ
- ・ グローバル社会に対応した国際的信頼性の確保
- ・ 全ての人々への「知」へのアクセスや発信等の保証、リソースの集約

4. 具体的なアクションの提言

- ・ 具体的な課題の設定
- ・ 横断的課題への取組
- ・ 計画の期限の設定

5. 各分野の指針

「計量標準・計測」、「微生物遺伝資源」、「地質情報」それぞれの分野ごとに社会的立ち位置や解決すべき諸課題が異なる中で、現状に即した整備計画を取りまとめていく必要があるため、分野ごとに、下記を取りまとめた。

- ・ 長期的視座に立った現状の課題と将来目標の分析
- ・ 上記を踏まえた今後の取組方針

報告書の概要

2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「産業界の中心的役割として引き続き事業者による自主的取組を進める」こととしており、政府は「各業種により策定された低炭素社会実行計画及び2030年に向けた低炭素社会実行計画に基づいて実施する取組について、関係審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証を実施する」としている。本報告書は、2020年度の低炭素社会実行計画の評価・検証の結果及び今後の課題等について取りまとめた。

(1) 評価・検証におけるプロセス改善とレビューの視点

調査票やデータシートの記載例を充実させるほか、WG開催前の書面による質疑応答を実施する等、評価・検証プロセスの効率化に取り組んだ。また、作業依頼の際に、評価・検証を実施する上でのレビューの視点を提示し、今年度の評価・検証で業界が留意すべき事項を明確化した。

(2) 各業界の進捗状況の概要

経済産業省及び環境省所管44業種のうち、2020年目標は35業種、2030年目標は17業種が達成しており、前倒しで着実に取組が進められている。さらに、2業種において前回の進捗点検時から目標深堀の報告があった。また、他部門貢献・海外貢献・革新的技術開発についてもフォローアップを行い、他部門での削減貢献の取組について41業種（前年度と同数）、海外での削減貢献の取組について、26業種（前年度と同数）、革新的技術の開発・導入に関する取組について32業種（前年度と同数）がリストアップを実施していた。加えて、すでにリストアップや削減量の定量化を実施している業界においては、リストアップの項目数を増やす、定量化の計算方法を精緻化する等、記載内容の充実が図られた。

(3) 今後の課題等

各業種の進捗・取組の報告状況、及び審議会等での委員指摘事項を踏まえ、下記4つの今後の課題を整理した。

- ① 目標達成に向けた取組強化
- ② 2030年目標の点検
- ③ 他部門貢献・海外貢献
- ④ 情報発信の強化

報告書の概要

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律附則第2項において、「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされていることを受け、小型家電リサイクル制度の施行状況について、現状と課題を整理し、今後の目指すべき方向性と具体的な方策等について、報告書として下記の報告をとりまとめた。

(1) 小型家電リサイクル法の施行状況と今後の目指すべき方向性

法施行以来、認定事業者や回収に取り組む市町村は増加し、回収方法の多様化も進んでいる。これにより、小型家電の回収量は増加し、それに伴い金属再資源化量も増加してきており、平成30年度には小型家電回収量がはじめて10万トンを超えた。しかしながら、基本方針で目標としている年間14万トンの回収には到達しておらず、引き続き回収量の拡大を図ることが必要。

また、プラスチックの処分費上昇、資源価格の変動、リチウムイオン電池使用製品の普及に伴う発火事故の発生等により、認定事業者の事業採算性が見通しづらくなっており、市町村からの引取りが逆有償化の傾向にある。これを緩和するため、認定事業者の事業採算性を高めることが必要。

(2) 具体的な方策

① 小型家電の回収量の増加

- ・市町村の回収量の増加
- ・直接回収の拡大
- ・違法な回収業者への対策
- ・消費者の認知向上

② 認定事業者の効率的なリサイクルの推進

- ・リサイクル技術の高度化
- ・効率的なリサイクルのためのコミュニケーションの促進

③ リチウムイオン電池の発火リスク等の新たな課題への対応

(3) 目標

目標を達成できていないことを踏まえ、「平成30年度までに年間14万トンの回収」から、「令和5年度までに年間14万トンの回収」に改める。

産業技術環境分科会

「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（報告書）」

廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ（令和3年1月）

報告書の概要

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会の合同会議では、「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日）」を踏まえ、地球規模の資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出等、新たな成長の源泉としていくため、報告書として下記の報告をとりまとめた。

（1）考え方

「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日）」を踏まえ、3R+Renewableを基本原則とする。幅広い製品や容器包装に利用されているプラスチックという「素材」に着目して資源循環を進めるには、多様な主体が参画・相互連携しながら、効率的な循環を可能とする環境整備を進めることが必要。

（2）主な施策

- ① リデュースの徹底
- ② 効率的・効果的で持続可能なリサイクル
 - ・リユース・リサイクル可能な製品設計
 - ・プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化
- ③ 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進
 - ・再生素材の利用促進
 - ・バイオプラスチックへの代替促進
- ④ 分野横断的な促進策
 - ・消費者の理解・協力の促進
 - ・企業・地方公共団体による先進的な取組の展開
 - ・ESG金融による取組の後押し
 - ・政府の率先的・基盤的な取組

（3）おわりに

製造産業分科会

「伝統的工芸品の指定に係る答申について」(答申)

伝統的工芸品指定小委員会 (令和2年9月8日)

答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品の指定品目に「名古屋節句飾」を追加することについて了承した。

※「名古屋節句飾」の概要

名古屋節句飾は、江戸時代から継承されている伝統的技術に裏打ちされた衣裳着人形等は、19世紀には節句飾の先進地京都に優るといわれたほど工芸的に発展し、その技法は1916年に確立。主な原材料も1903年から継続的に使用されている。

産地内では、多岐にわたる技術者を有しており一貫生産体制を構築し、雛人形、五月人形等により子どもの誕生を祝い、健やかな成長を願う節句行事が一般家庭に普及したことにともない、中部地域の地の利を活かし東西の嗜好に適う多様な製品を産み出し、全国に販路を拡大した。



商務流通情報分科会

「バイオテクノロジーが拓く『第五次産業革命』（報告書）」

バイオ小委員会（令和3年2月）

報告書の概要

2020年9月から5回にわたって開催したバイオ小委員会における検討の結果、日本のバイオ産業の更なる競争力向上に向け、今後経済産業省として取り組むべき施策を整理した。報告書では、バイオ産業の競争力向上に向けた課題として、(1) ロボット化・自動化による生産性・効率の向上、(2) 国際的なバイオコミュニティの形成、(3) バイオ産業の発展に必要なバイオ人材の育成、(4) 今後重点的に取り組むべき研究開発、(5) 医薬品産業における CDMO/CMO の競争力強化、(6) バイオ製品の普及に向けた取り組みの6つに分類し、各課題に対して具体的な取組の方向性を取りまとめた。

(1) ロボット化・自動化による生産性の向上

ヒト型実験ロボットや作業ごとにモジュール化された機械の組合せにより、研究開発・製品開発段階での自動化を加速。

(2) 国際的なバイオコミュニティの形成

ヒト・モノ・カネの好循環を促進するグローバルなバイオ・イノベーションハブを東京圏・関西圏に形成。東京圏では、産学官連携の牽引役となる協議会として Greater Tokyo Biocommunity 協議会を立ち上げ、具体的なアクションと定量的な目標も記載したマスタープランを策定・提示。

(3) バイオ DX 産業人材・バイオ製造担い手人材の育成

最新の企業ニーズや学問的知見が反映される仕組み及び産学官連携による持続的な人材育成エコシステムを構築。

(4) 今後重点的に取り組むべき研究開発

- ① 健康医療分野については、重点的に取り組むべき研究開発課題を整理したライフサイエンス技術戦略を策定。
- ② セルフリー等の先進的基盤技術の確立に向けた研究開発を推進。

(5) 医薬品産業等における CDMO/CMO の競争力強化

- ① 新規の技術シーズへの対応力強化のため、製造プロセス開発を意図した CMO/CDMO のナショナルプロジェクトへの参画促進。
- ② 国内での製造基盤の確保の観点から具体的な支援策を検討。

(6) バイオ由来製品の普及

- ① バイオ由来製品が市場で選択されるための表示制度の見直し。
- ② 先進的なバイオ由来製品の開発/利用に関する表彰制度の創設。

商務流通情報分科会

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」についての検討」

バイオ小委員会個人遺伝情報保護WG（令和2年9月）

検討の概要

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）については、施行後5年を目途として見直しを行うこととされている。ヒトゲノム・遺伝子解析技術の進展に伴い、医学研究としてゲノム解析を行うことも増加したが、この場合、双方の指針がいずれも適用され、それぞれの規定内容に差異があるために混乱が生じる等の課題があった。

こうした問題の解決のため、医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議（※）において、医学系指針の規定内容を基本として両指針を統合するために必要な検討等を行い、その主要論点を以下の通り整理した。

本検討を受けて、令和3年3月23日付けで新たに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）を制定した。

<新たな倫理指針の概要>

- ・ゲノム指針及び医学系指針の内容を統合して規定し、適用される領域の研究を「生命科学・医学系研究」とする。
- ・必要な手続きについて、研究が実施される流れに沿った構成とする。
- ・研究機関とは別に「研究協力機関」等の定義を新設する。
- ・多機関共同研究の実施に際しては一括審査を原則とする。
- ・インフォームド・コンセントに電磁的方法を用いることを可能とする。
- ・研究により得られた結果等を研究対象者に説明する上で必要な概念や手続きを規定する。
- ・研究計画書の軽微な変更に関する迅速審査の中で、倫理審査委員会への報告事項として取り扱うことができるものに関して新たに規定する。
- ・研究計画の倫理審査委員会への付議等、研究実施に伴う必要な手続きの一部について、行う主体を研究機関の長から研究責任者に変更する。 等

※文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ゲノム指針及び医学系指針の見直しに関する専門委員会、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理指に関する専門委員会、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会個人遺伝情報保護WG

保安・消費生活用製品安全分科会

「ガス安全高度化計画 2030（報告書）」

ガス安全小委員会（令和3年3月）

報告書の概要

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会は、2020年を目標年度として実施してきた「ガス安全高度化計画」の結果及びガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、2030年を目標とした都市ガスの保安対策の方向性を示す「ガス安全高度化計画 2030」を策定した。

（1）安全高度化目標（理念目標）

2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

（2）安全高度化指標

2030年時点において都市ガス事故全体で、年間の死亡事故0～1件未満、負傷事故20件未満を達成する。（製造・供給・消費の各段階における目標も定める。）

（3）実行計画（アクションプラン）の基本的方向性

- ① 各段階における対策の推進継続
- ② 各主体の連携の維持・向上
- ③ 保安人材の育成
- ④ 需要家に対する安全教育・啓発

保安・消費生活用製品安全分科会

「液化石油ガス安全高度化計画 2030（報告書）」

液化石油ガス小委員会（令和3年3月）

報告書の概要

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会は、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、2030年を目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス安全高度化計画 2030」を策定した。

（1）安全高度化目標（理念目標）

2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

（2）安全高度化指標

2030年時点において液化石油ガス事故全体で、年間の死亡事故0～1件未満、人身事故25件未満を達成する。

（3）実行計画（アクションプラン）の基本的方向性

- ① 事故分類ごとにおける対策の推進
- ② 各主体の連携の維持・向上
- ③ 保安人材の育成
- ④ 一般消費者等に対する安全教育・啓発